

### 【特集】イギリスの福祉改革と〈排除〉： 緊縮期のワークフェア改革：ニューレイ バーからキャメロンへ

NINOMIYA, Gen / 二宮, 元

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

733

(開始ページ / Start Page)

3

(終了ページ / End Page)

18

(発行年 / Year)

2019-11-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00022501>

# 緊縮期のワークフェア改革

—— ニューレイバーからキャメロンへ

二宮 元

---

はじめに

- 1 ワークフェア論の検討
- 2 イギリスにおけるワークフェアの展開
- 3 ワークフェアをめぐる言説の変化

おわりに

はじめに

2008年の金融危機以降、とりわけ2010年代に入ってヨーロッパ各国の政治は、緊縮政治という新しい局面に入っている。今日私たちが目にしている排外主義勢力の台頭やラディカル左翼勢力にたいする支持の伸長といった新しい政治の変化は、多かれ少なかれ緊縮政治によって引き起こされた現象としてとらえることができる(二宮2017, 2019)。

1980年代以降、新自由主義政治は、三つの局面をへて展開してきた。本稿の対象となるイギリスを例にとりながら言えば、サッチャー、メージャーの保守党政権のもとで新自由主義改革が行われた1980年代～90年代前半までの時期が新自由主義政治の第一期である。この時期の改革を主導したのはサッチャリズムのような市場原理主義的で「小さな政府」を志向する急進的な新自由主義イデオロギーであり、そのもとで戦後福祉国家を支えた諸政策・制度の解体が目論まれた(完全雇用の放棄、労働組合の弱体化、所得再分配の後退など)。

新自由主義政治の第二期は、1990年代後半から2008年の金融危機までの時期であり、イギリスではブレア、ブラウンのニューレイバー政権の時代にはほぼ重なる。この第二期には、経済のグローバル化を背景に国際競争力を強化するための経済財政改革が進められる一方で、そうした改革の負の帰結である失業や貧困の増大に対応して新しい福祉政策の方向性が打ち出された。経済的効率と社会的公正の両立を掲げた「第三の道」は、まさに第二期の新自由主義がもつ二面性を反映した新しい新自由主義イデオロギーであった。具体的には、福祉の受給者や貧困層を就労へと方向づけていくことがめざされるとともに、福祉や医療、教育にたいする財政支出はある程度増額された。その点では、第二期の新自由主義は、第一期の「小さな政府」志向の新自由主義とは明らかに異なる特徴をもっていた。

そして2008年の金融危機以降、新自由主義政治は第三期へと移行した。金融危機後に景気対策

として行われた積極財政と経営危機に陥った銀行への救済策によって、各国の財政収支は悪化の一途をたどったが、ギリシアでの債務危機の発生を受けて、各国の政策基調は緊縮へと一気に転換していくことになった。緊縮政治のなかでめざされたのは、増税ではなく公共支出の削減によって財政赤字を解消することである。イギリスでも、2010年に成立したキャメロン保守＝自民連立政権のもとで、対GDP比10%にまで増大した財政赤字を一国会期（5年間）で解消することを目標に、本格的な緊縮策が実行された。

本稿では、以上のような新自由主義政治の展開の大きな流れのなかで、ワークフェア政策がどのように変化してきたのかという問題を、イギリスを例にとりながら具体的に考察してみたい。上で述べたように、福祉から就労への移行を促すワークフェアは、第二期の「第三の道」型新自由主義が、貧困や失業といった社会的矛盾への対応を迫られるなかで打ち出した新しい福祉政策の方向性であった。ペックとティックルの用語法を借りて言えば、「第三の道」は、ロールアウト（＝展開）型の新自由主義であり、国家が積極的に社会問題に対処する責任を認め、経済成長と歩調を合わせた公共支出の拡大を容認していた（Peck and Tickell 2002）。それにたいして、第三期のキャメロン政権が進めた緊縮政治は、財政支出の削減を最優先課題とする点で、少なくともイデオロギー的にはロールバック（＝撤退）型の新自由主義であり、いわばサッチャー流の「むき出しの新自由主義」路線への回帰であるかのように見える。もちろん同政権のもとでも、失業や貧困などの社会問題に取り組む姿勢が打ち出されるが、他方でそのための財政支出の拡大は否定される。こうした緊縮政治の隘路のなかで、ワークフェア政策がどのように変化したのかを明らかにすることが本稿の問題関心である。

以下、第1節では、まずワークフェアをめぐる議論状況を簡単に整理しながら、イギリスにおけるワークフェア改革の展開を考察するための視角を提示する。第2節では、その視角を用いながら、ニューレイバー政権期からキャメロン政権期へのワークフェア改革の変化を検討する。さらに第3節では、ワークフェア改革の変化にともなって、それをおし進める論理や正当化言説がどのように変化してきたのかを検討する。

## 1 ワークフェア論の検討

### (1) ワークフェアの類型と動態

1980年代以降、新自由主義改革が行われるなかで、各国の福祉国家は、単なる解体・縮減ではなく、抜本的な再編をこうむってきた。従来の福祉国家が、ナショナル・ミニマム保障と所得再分配によって貧困の解消と格差の抑制を目的としていたのにたいして、今日より重視されているのは、社会的給付よりも就労の促進をとおして人びとの経済的自立と社会参加を促すことだとされる。こうした政策パラダイムの変化は、ワークフェアと呼ばれる福祉改革をとおしておし進められてきた。もちろん、雇用の保障は、従来の福祉国家のもとでも重視されてきたことではあるが、福祉国家がケインズ主義的な財政政策によって景気変動を抑え労働力需要を安定させることで完全雇用の実現をはかっていたとすれば、ワークフェアでは、労働力需要の維持ではなく個々の労働者・失業者の「雇用可能性（employability）」を向上させることに主眼が置かれる。権利論の観点から言うならば、

福祉国家がシティズンシップの観念にもとづいて幅広く社会権を付与・保障してきたのにたいして、ワークフェア改革のなかでは、権利付与の前提として個々人が義務と責任を果たすべきことがますます強調されるようになっていく。また、福祉国家が労働市場からの退出の権利を保障することで労働力の脱商品化を進めてきたのにたいして、ワークフェアは人びとを福祉受給から労働市場へと送り返すことを重視しているという意味では労働力を再商品化するものであるとも言うことができる。

ワークフェア改革を福祉国家の「後退」ととらえるのか、あるいはその「発展」ととらえるのかという点は、論者によって評価の分かれる問題である<sup>(1)</sup>。おおむねこれまでの議論のなかでは、福祉給付の条件を厳格化し受給者にペナルティを課すことによって就労を強制する「就労強制型」の政策類型と、職業教育や技能訓練の機会を提供することで就労能力の向上をはかろうとする「就労支援型」の政策タイプの二つの類型が指定され、前者が否定的に評価される一方で、後者が肯定的・積極的に評価されてきた（三浦・濱田 2012）。就労強制型を「ハードなワークフェア」、就労支援型を「ソフトなワークフェア」と呼んでワークフェアの異なる二類型をとらえる論者もいれば（埋橋 2007）、前者を「ワークフェア」、後者を「アクティベーション」と呼んで概念的に区別する論者もいる（宮本 2013）。

本稿が対象とするイギリスのワークフェアは、こうした類型論のなかでは、おおむね就労強制型に分類されてきたと言ってよい。ただ、上で述べたような類型論の枠組みは、各国ごとのワークフェアの特徴の違いを比較論的にとらえる議論であるため、本稿のようにイギリスを対象としてワークフェアの動態的な変化をとらえようとする場合には、類型論をさらに掘り下げる視角が必要である。そのため、ここでは、ワークフェアを以下のような三つの政策から構成されるものとしてとらえる視角を提示しておきたい。三つの政策の組み合わせがどのように変化したのかをみることで、ワークフェアの動態的な変化とその意味を明らかにできると考えるからである。

ワークフェアを構成する第一の政策は、福祉給付から抜け出すことを迫る「福祉離脱」策である。福祉給付の受給条件として就労に向けた努力と活動を義務化し、それを怠った場合や紹介された雇用を拒否した場合に、給付の削減や停止などのペナルティを与えることや、給付期間に上限を設けその期限を短縮することなどがこれにあたる。いうまでもなく、受給者の福祉からの追い出しをはかるような懲罰的な福祉離脱策がとられれば、ワークフェアはより就労強制的となる。

第二にあげられるのは、就労を妨げている阻害要因を取り除くことで労働市場への移行を支援す

(1) ワークフェア改革を福祉国家の発展、ないしは新しい社会環境への適応としてとらえる議論の一つの理論的根拠となっているのが「新しい社会的リスク」論である（Taylor-Gooby 2004, Bonoli 2006）。新しい社会的リスク論では、製造業中心の工業社会からサービス産業中心のポスト工業社会への移行にともなって、労働市場の流動性が高まると同時に女性就労の増大によって家族形態が変化し、従来の福祉国家では対応できない新しいリスクが登場するとされる。とりわけワークフェアとの関係では、労働市場の流動化のなかで若年労働者や低技能労働者の就労の困難と失業のリスクが高まるため、不安定化した雇用に入びとが対応していくための職業教育や技能形成をサポートする政策が新たに必要となると論じられる。こうした議論の問題点は、労働市場の不安定化が、労働市場規制の緩和や労働組合の弱体化といった新自由主義改革の帰結として生じているという点を見逃していることである。ワークフェアは、低賃金化し不安定化した周辺の労働市場に「柔軟な労働力」を供給する役割を果たしており、新自由主義的な労働市場改革と相補的で一体的な改革として理解すべきである（Peck 2003）。

る「移行支援」策である。たとえば、失業者の技能の欠如にたいして行われる職業教育や技能訓練の機会の提供、就労とケアを両立させるための保育サービスの拡充などは、こうした移行支援に含まれる。ただ、移行支援策にも、人的資本への社会的投資をとおして就労能力の向上を実現しようとするものと、もっぱら仲介的な職業紹介や求職支援サービスを提供することで早急に就労を実現しようとするものがある。一般的に、前者と比べて後者の方が財政的に安上がりであり、就労強制型のワークフェアと親和的である。

第三に、就労にたいする見返りを高める「インセンティブ付与」策がある。具体的には、タックス・クレジット（給付付き税額控除）などの就労関連給付（in-work benefit）を拡充することや、最低賃金を引き上げて雇用報酬の底上げをはかることなどは、就労インセンティブの向上につながる。就労支援型ではインセンティブの充実化がはかられ、逆にインセンティブの引き下げが行われればより就労強制的になると考えられる。

あらかじめ本稿の議論に見通しをつけておくと、以上のような三つの政策の観点から見て、イギリスのワークフェアの変化は次のようにとらえることができる。イギリスのワークフェアは、就労強制型に分類されていることから推察されるように、基本的には失業者にたいして就労の義務を強化することで福祉からの離脱を迫る政策が、1990年代以降一貫して採用されており、ニューレイバー政権からキャメロン政権への移行のなかでも、ペナルティによる福祉離脱がますます強化されている。他方、就労へのインセンティブを付与するという面では、社会支出の拡大をある程度容認していたニューレイバー政権では、いわゆる「労働に見返りをもたらす（Make Work Pay）」政策のもとでタックス・クレジットを中心に就労関連給付の拡充が行われたのにたいして、キャメロン政権では、財政緊縮方針のもとで稼働世代向けの給付は厳しい削減の対象とされた。比喩的に言えば、ニューレイバー政権では、アメとムチの両方が使われたのにたいして、キャメロン政権では、アメが小さくなり、その分ムチがより強化されることになり、それだけワークフェアの就労強制的な性格が強められたことになる。労働市場への移行支援に関しては、本稿ではあまり詳しく論じることができないが、全般的にイギリスでは、個人の技能形成を支援・改善するための積極的労働市場政策への支出がきわめて少なく、職のマッチングや面接指導、履歴書作成を中心とする短期的な求職支援サービスの提供に偏重していることが指摘されており、ニューレイバー政権期とキャメロン政権期を通じてこの傾向は大きくは変化していない（Berry 2014）。

## （2）ワークフェアと正当化言説

ワークフェア政策の類型とそれをおし進め正当化する言説の関係についても、ここで検討しておきたい。ルース・レヴィタスの整理に従えば、社会的排除・包摂をめぐる言説には三つの類型がある（Levitas 2005）。第一は、資本主義がもたらす格差と貧困こそが社会的排除を生む原因であるとして、その解決策として所得再分配を中心とする包摂政策を主張する「再分配主義言説」である。再分配主義言説では、人びとの社会参加を阻害する要因として物質的な欠乏が重視されるため、貧困削減の手段として福祉給付の水準の引き上げが主張される。第二は、排除された貧困層の行動様式やモラルの墮落を問題視し、「依存の文化」を生む福祉給付の削減を主張する「道徳的アンダークラス言説」である。再分配主義的言説では、排除の原因が資本主義の格差的構造に求められるのに

たいして、道徳的アンダークラス言説では、貧困層自身の文化的・道徳的資質に焦点が当てられる。そして第三が、雇用の欠如を社会的排除の最大の原因と見て、職業教育や技能訓練をととして労働市場への包摂を進めることを重視する「社会統合主義言説」である。

これらの三つの言説は、それぞれ異なる政策的処方箋と結びつくと考えられる。再分配主義言説が求めるのは、富裕層への課税と普遍的福祉給付を組み合わせた所得再分配政策である。これにたいして、道徳的アンダークラス言説では、貧困層が福祉給付に依存することを防ぐために給付条件を厳格化し、彼らのモラルや行動様式を「改善」するためにペナルティや制裁を強化することが正当化される。社会統合主義言説では、貧困層や失業者への単なる給付ではなく、彼らの「雇用可能性」を向上させるための社会的投資や積極的労働市場政策が支持される。

ワークフェアと正当化言説の関係を以上のように整理できるとすれば、イギリスのワークフェアがより懲罰的で就労強制的なものに変化していくのに従って、それを正当化する論理として道徳的アンダークラス言説の役割が大きくなっていくと考えられる。こうした仮説にもとづいて、第3節では、ワークフェア改革をおし進める際の論理が、当初のニューレイバーの社会統合主義言説からキャメロン政権の道徳的アンダークラス言説へと移行していったことを明らかにしてみたい。

## 2 イギリスにおけるワークフェアの展開

### (1) ニューレイバー政権期のワークフェア

失業時の所得保障の給付条件を厳格化する政策は、1980年代のサッチャー政権期から開始されている。たとえば、1988年の社会保障法の改定によって、16～17歳の若年失業者は、所得補助（公的扶助）を受給することができなくなり、かわりに訓練手当を受給するために職業訓練プログラムに参加することを事実上強制されるようになった（阪野 2002）。さらに、メージャー政権期の1996年には失業時の所得保障として「求職者手当（Jobseeker's Allowance）」が導入され、その受給のための条件として担当雇用事務官との間で「求職者協定」を作成し積極的な求職活動を行うことが義務づけられた（Finn 1995）。求職者手当制度は、それまでは分かれていた社会保険にもとづく失業給付と公的扶助による所得補助を一本化したものであり、就労指導の対象となる失業者層をその他の給付体系から制度的に分離することで、就労努力の義務づけを強化したのである。

1997～2010年のニューレイバー政権は、こうした枠組みを引き継ぎながら、貧困や失業といった社会的排除への対策の一環としてワークフェア改革を本格的に展開していくことになった（Griggs *et al.* 2014, 阪野 2002）。まず、ブレア政権が重点課題として最初に取り組んだのは、若年者の失業問題である。1998年4月から開始された「若者のためのニューディール」では、18～24歳で6か月以上失業している若者は、まず「ゲートウェイ」と呼ばれる4か月間の集中的な就労指導を受けることが義務づけられた。そして、このゲートウェイ期間に就労できなかった場合には、①民間企業での賃金補助付きの暫定的就労、②非営利組織での就労、③環境団体での就労、④フルタイムの職業訓練の四つの選択肢のいずれかを選ぶことが求められた。このプログラムに従わない場合には、給付の停止をともなうペナルティが課された（2週間の給付停止から始まり、違反を繰り返せば最大で26週間の給付停止）。25歳以上で18か月以上の長期失業者にたいしても同種

のニューディール・プログラムが実施されている。その他、任意参加型のプログラムとして、障がい者、ひとり親、失業者のパートナーなどを対象とするニューディール・プログラムも実施された (Brewer 2008)。ただし、「就労のための福祉 (Welfare to Work)」と呼ばれたこれら一連の政策で提供された教育・訓練は、安定的な雇用につくことを可能にするような技能形成を支援するようなものではなく、最低限の読み書き・計算能力の習得や履歴書作成・面接指導にとどまった (伊藤 2003)。

以上のようにニューレイバー政権では、若者や長期失業者を中心に就労努力義務を強化し福祉からの離脱を迫る一方で、「労働に見返りをもたらす」政策として、タックス・クレジットの拡充や最低賃金制度の導入が行われた。1999 年、子どものいる勤労世帯へのタックス・クレジットとしてそれまであった「家族クレジット (Family Credit)」にかえて、「勤労家族タックス・クレジット (Working Family Tax Credit)」が導入された。これは、週 16 時間以上の就労を条件に、勤労所得が一定基準に達するまで基本額が給付され、勤労所得が基準を超えたあとは給付額が徐々に減額されていくという仕組みである。勤労家族タックス・クレジットは、家族クレジットよりも、基本給付が減額され始める所得基準を高く設定するとともに、さらに基準を超えたあとの給付の減額率を引き下げることで低所得者の就労にたいするインセンティブを高めようとするものであった。2003 年からは、この制度を「勤労タックス・クレジット (Working Tax Credit)」と「児童タックス・クレジット (Child Tax Credit)」に再編し、前者によって子どものいない低所得勤労世帯にまで給付を拡大している。

また、1999 年から全国的な最低賃金制度が導入された。これは、労働組合からの要求に応え、また EU「社会憲章」への参加にともなって法制化されたものであり、就労によって得られる所得を底上げすることを目的としていた。ただし、実際には、最低賃金額は、労働組合よりも経済界の意向に沿った低い水準に設定された (田口 2007)。「イギリスは、世界の先進国のなかでも最も規制の弱い労働市場を維持する」(DTI 1998:2) というのが当時のブレア政権の基本スタンスであり、最低賃金の水準は企業競争力を阻害しない範囲にとどめ置かれたのである。ある程度の低賃金労働を容認しつつ、タックス・クレジットなどの補完的所得保障を上乗せすることで、就労によって得られる所得を確保しようというのがニューレイバーのインセンティブ付与策であった。

ブレア政権が成立した 1997 年から金融危機直前の 2007 年までの 10 年間は、イギリスが史上まれにみる持続的な経済成長を経験した時代であり、雇用情勢が上向くなかで失業問題も改善し、政権が優先課題として取り組んだ子どもの貧困の減少についても一定の成果が見られた (Stewart 2007)。こうして、一見するとワークフェアがうまく機能しているかのような状況が生まれたことで、イギリス国内においても国際的にも社会的排除に取り組む新たな政策パラダイムとしてワークフェアが大きな影響力をもつことになったのである。

## (2) キャメロン政権期のワークフェア

本稿の冒頭でも述べたように、金融危機の発生を受けて、2010 年代は緊縮政治の時代へと変わった。イギリスでも、2010 年に行われた総選挙の結果、緊縮策による財政再建を最優先課題に掲げる保守党主導のもとキャメロン政権が成立した。同政権の成立によって、1922 年以来最大規模とも言

われた厳しい財政支出の削減が行われていくことになった（Glennerster 2011）。

ただ、ここで強調しておきたいのは、財政支出の削減が各政策分野にまたがって万遍なく行われたわけではなく、政策分野ごとに非常に不均等に実行されたことである。キャメロンは、2005年の保守党党首への就任以来、保守党イメージの刷新を印象づけるために教育、医療、国際援助の三つを重視するスタンスを打ち出しており、これらについては厳しい削減対象からは外された。そのため、削減の負担は、福祉をはじめ、地方政府関係、スポーツ・文化、司法といったその他の分野に集中することになったのである（Ellison 2016）。さらに、雇用・年金省が所管する福祉予算のなかでも、緊縮策の影響は不均等にあらわれた。高齢世代を対象とする年金については、比較的寛大な給付水準の保障がなされたのにたいして、その分の支出削減目標を達成するためにより厳しい削減の予先が稼働世代向けの給付に向けられることになったのである<sup>(2)</sup>。

従来から保守党は、ニューレイバーのワークフェア政策は財政コストがかかりすぎているうえにあまり効果をあげていないと批判し、その抜本的な見直しを主張していた。その観点から、キャメロン政権は、二つの目玉的な福祉改革をおし進めた。一つは、ニューディール・プログラムにかえて新たに「ワーク・プログラム」を導入することであり、就労支援プログラムの提供を民間・ボランティア部門の事業者に委託し、成果に応じた報酬支払方式を取り入れることで、民間活力をいかした柔軟で革新的なプログラムの提供が可能になるとうたわれた（井上 2014, Williams and Scott 2016）。もう一つが、「ユニバーサル・クレジット」で、これは、稼働世代を対象とする主なミーンズテスト制給付とタックス・クレジットを一つの給付制度に一本化しようというきわめて野心的な改革であった<sup>(3)</sup>。

では、こうした政策をとおして、キャメロン政権はイギリスのワークフェアをどのように変化させることになったのか。一言で言えば、よりいっそう就労強制的なワークフェアへの移行がおし進められたということになるが、それは以下のような三つの点から言うことができる。

まず第一に指摘できるのは、キャメロン政権が、給付条件として就労義務が課される対象者の範囲を大きく拡大し、障がい者やひとり親をもワークフェアの対象とするようになったことである。前述したように、ニューレイバー政権は当初若年者と長期失業者の失業問題に重点的に取り組み、彼らにたいする就労義務を強化した。就労不能給付を受給する障がい者と所得補助を受給するひとり親は、求職者手当制度の枠外に置かれていたことから、ニューディール・プログラムへの参加も任意とされ、それほど強い義務づけはなされなかった。一般的な失業者と比べて、就労するうえでより大きな困難があると考えられていたからである。

しかし、キャメロン政権のもとで、障がい者とひとり親にたいする就労義務は強化されていくことになった。ただし、これらの就労困難層にまで就労義務の対象を拡大する方向性は、ニュー

(2) インフレにともなう給付額の調整で、年金については、物価上昇率、所得上昇率、2.5%のいずれか最も高い数値にあわせて給付額を調整する「トリプル・ロック」と呼ばれる措置がとられたのにたいして、稼働世代向けのほとんどの給付では、比較的に上昇率が低くでる消費者物価指数が調整基準とされ、2012年度からはさらに上昇率に1%の上限が設けられた。

(3) 具体的には、所得補助、求職者給付（所得制）、就労・支援給付（所得制）、住宅給付、勤労タックス・クレジット、児童タックス・クレジットの六つの給付が統合される。

レイバー政権の末期から開始されていたことでもある。ひとり親に関しては、当初末子年齢が16歳になるまで所得補助の受給が認められていたが、それを7歳まで段階的に引き下げていくことで、ひとり親を就労義務の対象となる求職者手当へと移行させていく方針が打ち出されていた。さらに、障がい者についても、2007年から就労不能給付にかえて新たに「就労・支援手当 (Employment and Support Allowance)」が導入され、新たに給付を申請する者は、労働能力評価 (Work Capability Assessment) を受けなければならなくなった。評価の結果、就労可能と判断された場合には、求職者手当に回されて通常の就労義務が課され、就労能力に制限があると判断され就労・支援手当の対象となった場合でも、能力に応じて就職関連活動を行うことが求められるようになったのである。キャメロン政権は、こうしたニューレイバー政権末期の方向性を引き継ぎながらも、さらにそれを強化した。特に障がい者については、就労不能給付の受給者のなかで本当に就労不能な者は実はそれほど多くはないとの想定のもと、既存受給者にも労働能力評価を受けさせ、就労・支援手当ないしは求職者手当へ移行させていった。ケン・ローチ監督の映画『わたしは、ダニエル・ブレイク』でも描かれたように、この評価プロセスでは、末期がんや多発性硬化症の患者が就労可能と認定されるなどかなり強引で不合理な認定が行われており、事業を委託したアトス (Atos) が批判を受けて早期に撤退を余儀なくされている (Gentleman 2011, Grover 2014)。ひとり親に関しては、所得補助が受給可能な末子年齢を2012年に5歳未満にまで引き下げて、就労義務の対象を拡大している。

キャメロン政権の目玉政策である前述のユニバーサル・クレジットも、就労義務の対象の拡大を目的の一つとしていた。端的に言えば、ユニバーサル・クレジットは、稼働世代向けの給付を一つの給付体系に統合することで、就労義務の対象を稼働世代全体に拡大しようとするものであった (Dwyer and Wright 2014, 井上 2014)。ユニバーサル・クレジットの受給者は、個々人の状況に応じて「就労義務なし」、「就労重点面談のみ」、「就労重点面談・就労準備活動」、「全面的就労関連義務」の四つのカテゴリーに分けられ、それぞれに応じた活動の義務を負わされて、活動義務に違反した場合は、支給停止の制裁措置を受けることになる。これにより、上で述べた障がい者、ひとり親、さらに受給者のパートナーも含めて何らかの就労義務の対象となる。さらに、就労していても最低賃金で週35時間働いた場合の所得に満たない場合は、就労指導の対象となるとされた。以上のように、キャメロン政権のもとで、就労義務の対象は従来の就労困難層にまで拡大されまさに全面化されるに至っている。

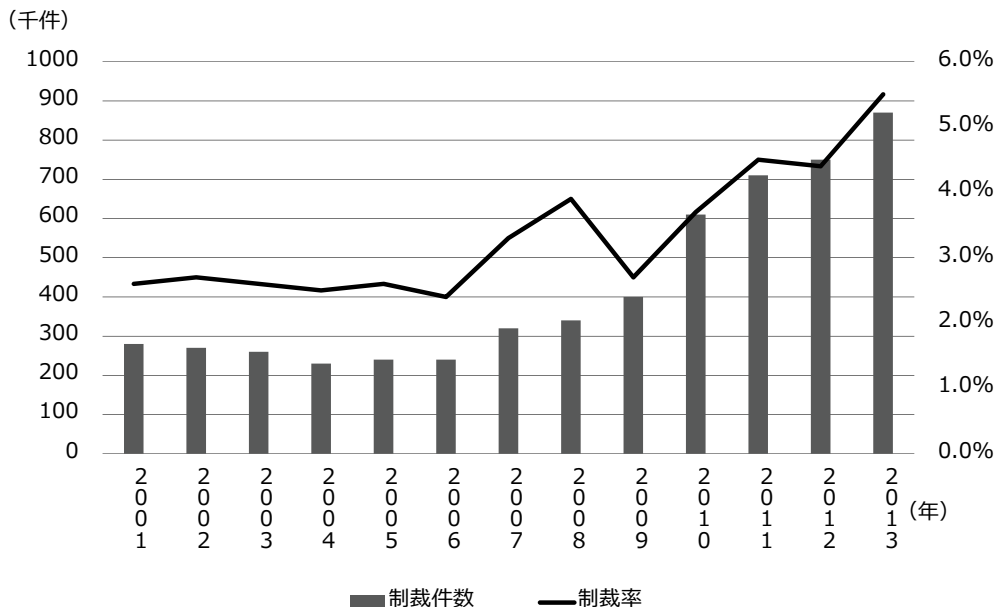
第二に、キャメロン政権期のワークフェアの特徴として、就労に向けたインセンティブが後退させられたことがあげられる。これは、前述したように稼働世代向けの給付が激しい削減の対象となったことによるものであり、緊縮によって余儀なくされたワークフェアの変化である。ニューレイバー政権はタックス・クレジットを中心とする就労関連給付を拡充してきたが、キャメロン政権は、そうした寛大な給付は財政的に維持不可能であるとして、就労関連給付を減額する措置を矢継ぎ早に導入した。たとえば、勤労タックス・クレジットについては、給付減額開始基準を引き下げるとともに、減額率を引き上げた (39%→41%)。低所得世帯への家賃補助である住宅給付についても、受給者の所得や家族構成に応じて支給額に上限が設定されたほか、必要のない予備の寝室がある場合に給付額を減額する措置 (いわゆる「寝室税」) が導入された (Dorey and Garnett 2015: Ch.5)。

こうした主として就労する低所得世帯が受け取る給付を減額する一方で、キャメロン政権が2013年から導入したのが「給付キャップ（benefit cap）」制度である。これは、稼働年齢で就労していない世帯が受け取ることのできる各種給付の合計に上限を設定する制度であり、非就労世帯にたいする給付を抑制することで、就労した場合の所得インセンティブを相対的に確保しようとするものであった<sup>(4)</sup>。ニューレイバー政権期の「就労に見返りをもたらす」政策と比べると、まったく逆転したインセンティブの付与だと言えよう。

なお、2016年から「全国生活賃金（National Living Wage）」と銘打って最低賃金の大幅な引き上げが行われているが、これは、稼働世代向け給付の削減とセットになっており、必ずしも就労によって得られる所得の改善をもたらすわけではない（Grover 2016）。財政的な負担をとまなわない形で就労インセンティブを維持しようという窮余の一策である。

第三に、キャメロン政権は、就労に向けたインセンティブを後退させる一方で、就労努力義務に従わない受給者にたいするペナルティをより厳格化し強化している。ニューレイバー政権の時代から義務違反にたいするペナルティの強化が行われてきたとはいえ、キャメロン政権はその傾向をさらに質的にも量的にも強化した（Daguerre and Etherington 2016）。2012年10月から求職者手当に適用された新しい制裁措置では、最も軽い違反に課される給付停止期間が1週間から4週間へ、最高給付停止期間が26週間から3年間へと引き延ばされた。ユニバーサル・クレジットにも同様

図1 求職者手当申請者にたいする制裁措置の件数と制裁率（2001～2013年）



出典：Social Security Advisory Committee 2014：13 より作成。

(4) 給付額の上限は、導入時には、標準世帯で年間26,000ポンド、単身世帯で18,200ポンドとされた。2016年11月からは、ロンドンの標準世帯で年間23,000ポンド（ロンドン以外は20,000ポンド）、単身世帯で15,410ポンド（同13,400ポンド）へ引き下げられている。

の厳格な制裁措置が適用されている（井上 2014: 101）。

実際、キャメロン政権のもとでは、ペナルティが強化されただけでなく、より頻繁に制裁が実施されるようになっていく。前頁図 1 は、2001 ～ 2013 年の求職者手当申請者に実施された制裁件数と制裁率（申請者のうち制裁措置を受けた者の割合）の推移を示したものである。2010 年以降、制裁件数・率ともに急増していることが見て取れる。こうした制裁増加の背景として、ジョブセンター・プラスの窓口職員にたいして、支出削減目標の達成のために制裁件数のノルマが課されていたとも指摘されている（Daguerre and Etherington 2014）。また、ワーク・プログラムのもとで民間事業者が参入したことも、制裁措置を増加させた要因の一つであるとの指摘もある（Watts *et al.* 2014: 5-6）。

以上に見てきたように、キャメロン政権のもとでは、緊縮策のあおりを受けて就労インセンティブが削減されると同時に、福祉離脱に向けたペナルティが強化された。労働市場への移行を促すアメが小さくなったことで、ムチによる就労の強制がより前面に出るようになったと言えるだろう。さらには、ムチによる就労の強制は今や障がい者やひとり親といった就労困難層にまで向けられるようになっていくのであり、それだけワークフェアは就労強制的なものとならざるをえないのである。次節では、こうしたワークフェアの変化がどのような正当化言説によって支えられていたのかを見ていくことにしよう。

### 3 ワークフェアをめぐる言説の変化

#### (1) ニューレイバーの社会統合主義言説

まず、ニューレイバーがワークフェア改革をどのように正当化していたのかを見ておこう。第 1 節で参照したレヴィタスも指摘するように、社会的排除に関するニューレイバーの言説は、社会統合主義言説と道徳的アンダークラス言説の両方から影響を受けているが、「第三の道」論の基調をなしていたのは社会統合主義言説である。経済的効率と社会的公正の両立を掲げた「第三の道」にとって、それを可能にする核心的政策こそが人的資本への社会的投資であった。ブレアら「第三の道」論者は、グローバル化した経済の新しい特徴を知識基盤型経済としてとらえており、それに適応した高い質の労働力を確保するためにも教育や技能訓練に積極的に投資を行い、人びとの雇用可能性を高めることが必要不可欠であると主張した（Blair 2004）。こうした議論に見られるように、ニューレイバーは、新しい時代の要請に応じて、人びとを雇用と経済的自立に導く積極的な福祉政策としてワークフェアを正当化したのである。実際には、こうした言説に反して、ニューレイバー政権の教育・訓練では、知識基盤経済に見合った高度な技能の習得はほとんど重視されなかったことは先述した通りである。

ただし、政権後期になるにつれて、ニューレイバーの言説のなかに道徳的アンダークラス言説が垣間見られるようになっていくことにも注目しておく必要がある。たとえば、ブレア政権末期に雇用・年金相を務めたジョン・ハットン<sup>1</sup>は、福祉受給を「一つの生き方 (a way of life)」と表現したクリントンの言葉を引きながら、「福祉依存の連鎖を断ち」「働けるのに働かない文化に正面から立ち向かう」ために就労義務を強化する改革が必要であると主張している（Hutton 2006）。またブラ

ウン政権の雇用・年金相ジェイムズ・パーネルも、福祉を受給して働こうとしない者には「罰を与える」べきだと主張し、「制度を食い物にしている者たちに、納税者のお金を浪費する余裕はない」と述べているが、これも働かずに福祉に依存する者の存在を指摘することで、懲罰的なワークフェア改革を正当化しようとする言説であろう（Kirkup 2008, Jones 2012 = 2017: 117）。先述したようにニューレイバー政権が、ワークフェアの対象を当初の若年者と長期失業者から、障がい者やひとり親にまで拡大しようとしていくなかで、福祉受給者を非難するような言説があらわれるようになったことは注目すべき点である。一見すると逆説的であるが、本来就労が困難な人びとを就労に向かわせようとするほど、彼らをフリーライダーや怠け者として非難する言説が強められていくのである。

## （2）キャメロン保守党の道徳的アンダークラス言説

道徳的アンダークラス言説は、ニューレイバーの言説にも見られたが、キャメロン政権のもとで、ワークフェア改革の正当化言説として前面に押し出されるようになっていく。それは、福祉改革をおし進めていく議論のなかで「給付依存」や「福祉依存」という言葉が公然と多用されるようになることにあらわれているが、キャメロンの保守党は、必ずしも当初から道徳的アンダークラス言説を取り入れていたわけではない。

2005年に保守党党首にキャメロンが就任した際、彼が最優先課題として取り組んだのは、保守党イメージの刷新であり、とりわけ貧困や社会的排除の問題に積極的に取り組む姿勢を打ち出すことで保守主義に新しい機軸を取り入れようとしたことは注目しておくべき点である。キャメロンは、絶対的貧困だけではなく相対的貧困の解決が重要であると主張し、また犯罪や逸脱にたいして単なる厳罰主義にとどまらない対処が必要であると論じるなど、それまでの保守党政政治家にはあまり見られなかった議論を展開したのである<sup>(5)</sup>（Dorey *et al.* 2011）。こうした当初のキャメロンのスタンスは、彼自身が「進歩的保守主義」や「思いやりある保守主義（Compassionate Conservatism）」と呼んだように、明らかに道徳的アンダークラス言説とは異なるものであった。

しかし、キャメロンが党首就任後に着手した包括的な政策見直し作業をへるなかで、保守党は道徳的アンダークラス言説に接近していくことになる。そこで重要な役割を果たしたのが、元保守党党首でキャメロン政権の雇用・年金相を務めることになるイアン・ダンカン・スミスである。「社会的公正センター（Centre for Social Justice）」という独立のシンクタンクを立ち上げていたダンカン・スミスにたいして、キャメロンは彼自身が最も重要視していた社会的公正に関わる政策分野の見直し作業を委ねた。その見直し作業のなかで出されたのが、2006年の『イギリスの崩壊（*Breakdown Britain*）』と2007年の『イギリスの打開策（*Breakthrough Britain*）』という二つの報告書である。とりわけ、イギリスの社会崩壊についての現状認識と分析を扱った『イギリスの崩壊』は、「壊れたイギリス（*Broken Britain*）」や「壊れた家族（*Broken Family*）」といったその後の

(5) なかでも物議を醸したのが、「フーディー（hoodie）」に関する発言である。当時フードをかぶって顔を見えにくくして街をうろつく10代の若者たちの姿が、反社会的行動や犯罪と結びつけてとらえられていたが、キャメロンは、フーディーは若者の攻撃的な姿ではなく防御的な姿だとして、彼らを単純に社会秩序への脅威とみなすのではなく、彼らの文化を理解する必要があるのだという趣旨の発言を行ったのである（Hinsliff 2006）。

保守党言説の形成に決定的な役割を果たすことになった。

『イギリスの崩壊』では、貧困に向かう五つの道として、家族の崩壊 (family breakdown)、教育の失敗 (educational failure)、無就労 (worklessness)、依存症 (addictions)、借金 (indebtedness) が列挙され、それらが相互に結びつき強めあうことで社会崩壊と排除の問題をより深刻化させ永続化させていることが強調されたが、五つの要因のなかでも最も中心的な位置を与えられたのは家族の崩壊である。解体し機能不全に陥った家族では、本来家庭をとおして学ぶはずの基本的な道徳規範や行動様式を身につけないままに子どもたちが大人になっていく。その結果、崩壊家庭出身の子ども——とりわけ父親不在のもとで育った子ども——は、学校では成績がふるわず、犯罪や薬物・アルコール依存にも陥りやすく、さらには仕事にもつかずに借金を抱え込むことにもなる。『イギリスの崩壊』では、家族の崩壊が世代を超えて連鎖することで、イギリスの社会崩壊と排除が悪化していると論じられたのである (Social Justice Policy Group 2006)。

『イギリスの崩壊』で展開されたこうした議論は、道徳的アンダークラス言説の典型とも言えるチャールズ・マレーの「アンダークラス」論と酷似したものである。マレーの議論でも強調されたのは、福祉国家の手厚い社会保障のもとで、婚外子を生むシングル・マザーが増えて両親そろった家族のあり方が衰退しているということであり、その結果、家族に責任を負わない成人男性の勤労意欲の低下や子どもの不道徳的で反社会的な行動の増加が生じているとされた (Murray 1990)。『イギリスの崩壊』の議論は、マレーと比べれば貧困層を道徳的に非難し悪魔化するようなトーンはそれほど強くはなく、また家族の解体の原因として福祉給付を批判するまでには至っていなかった。しかし、家族の崩壊を通じてある種の反社会性をもった貧困層が社会の下層で再生産されているという議論には、道徳的アンダークラス言説の基本的なテーマが反映されていた。

貧困や排除の原因を貧困層に特有のモラルや行動様式と結びつけて理解する以上のような言説の延長線で、キャメロンの保守党は、福祉依存を非難し受給者へのペナルティを強化するワークフェアをおし進めていくことになる (Wiggan 2012)。一例のみあげれば、2010 年に出された緑書『21 世紀の福祉 (21<sup>st</sup> Century Welfare)』では、従来の福祉給付は貧困層を「世代を超えて依存と貧困の悪循環に閉じ込めてきた」と批判され、貧困層の「行動に積極的な効果をもたらすようにデザインされた」給付制度へと改革する必要があるとして、ユニバーサル・クレジット導入に向けた改革が打ち出された (DWP 2010:1-2)。ユニバーサル・クレジットは、福祉受給者に雇用と責任感を取り戻させ福祉依存から脱却させる改革として正当化されたのである。

### (3) 「公平性」概念

保守党が、福祉依存批判を本格化させていく際に、きわめて重要な役割を果たした概念として「公平性 (Fairness)」概念にも注目しておきたい。2010 年のキャメロン政権の発足以降、保守党政治家の言説のなかでは、社会的公正にかかわって公平性というテーマが頻繁に登場するようになる。

社会的公正という概念は、もともとブレアら「第三の道」論者の議論のなかで多用された概念であり、これ自体が従来の社会民主主義の「平等」概念からの転換を意味していたが、社会のなかのある特定の人びとが過大な困難を抱えている状態を社会的な不公正ととらえ、そうした状態の是正をめざす概念であると理解することができる。困難を抱えた人びとにたいする支援の必要性を主張

するという点では、社会的公正は、必ずしも道徳的アンダークラス言説にマッチした概念ではない。その意味で、キャメロンら保守党政治家が道徳的アンダークラス言説に徹底していくうえで、それにふさわしい概念として取り入れられたのが公平性であった。

公平性はさまざまな文脈のなかで使われているが、福祉改革の文脈のなかで語られたのは、働く者と働かない者、税金を支払う者と給付を受け取る者のあいだの公平性の問題である。たとえば、キャメロンは、公平性について次のように述べている。

「私たちが信じるのは本当の公平性です。この国で長いあいだ私たちが見てきたようなニセモノの公平性ではありません。この国では、間違っただけをされている者が報われ、正しいことを行う者、まじめに働き、税金を納め、厄介ごとを起こさないようにする者が罰を受けてきたのです。…[中略]…報いは行動と結びつけられるべきです。働くことができない人を助けるために、仕事をして稼いだ分のなにかがしかを提供することは公平なことです。しかし、そこには取り決めがあります。働くことができない人は、そのことを証明する必要があります。そしてもし働くことができるにもかかわらず働くことを拒否した場合には、彼らは給付を受けて生活することはできなくなるのです」(Cameron 2011)。

さらに、キャメロン政権の財務相オズボーンも次のように語っている。

「早朝のまだ暗い時間に家を出ていくシフト制の労働者が、閉じられたブラインドの向こうで隣人が福祉給付のおかげで眠りこけているのを見ると、その労働者にとって公平性とは何なのかと問いたいのです。われわれはみな共にあると言うとき、われわれが代弁しているのはその労働者です。われわれは、働いて何とかやっていきたいと望んでいるすべての人びとを代弁しているのです」(Osborne 2012)。

こうした言説をとおして語られるのは、福祉に依存する怠け者と勤勉に働いてそれを支える納税者という対比であり、両者のあいだに不公平な関係が存在することが示唆されることで、前者にたいする給付の削減やペナルティの強化が公平性にかなった政策として正当化されるのである<sup>(6)</sup>。金融危機以降、イギリスのメディア報道では、福祉受給者を「shirker（怠け者）」、「skiver（サボリ）」、「work-shy（仕事嫌い）」、「scrounger（たかり屋）」などと呼んで非難する傾向が強まったことが指摘されているが、キャメロンやオズボーンらの言説は、そうしたメディア言説と共鳴し相互に強め合うことで、政権が進める懲罰的なワークフェア改革にたいする社会的支持を調達する役割を果たしたと言えよう（鈴木 2018）。怠け者の福祉受給者と勤勉で努力家の納税者という対比によって社

(6) 朝早くから仕事に出ていく勤勉な労働者と働かない福祉受給者という対比は、一種の常套句と化しており、ダンカン・スミスも次のように発言している。「この国の多くの人々が、まだ暗く寒い早朝に起きて仕事に向かうのは、国家が彼らから税金を徴収し無駄遣いをさせるためではありません。彼らが、仕事が終わった後疲れ果ててイスに座り込むのは、働けるのに働こうとしない者たちに彼らの税金が使われるのを見たいからではないのです」(Duncan Smith 2010)。

会の分断を煽り、前者が後者よりも優遇されていると主張することで、社会的権利の縮減を正当化する「公平性」言説は、現代版の劣等処遇原則であると言っても過言ではない。

## おわりに

イギリスの福祉国家は、今歴史的な試練のなかにある。周知のように第二次大戦中の1942年に発表されたベヴァリッジ報告は、すべての人びとにナショナル・ミニマムを保障する包括的な所得保障の構想を打ち出し、戦後それに沿ったかたちで福祉国家の諸制度がつくられた。ベヴァリッジが考えた社会保険によるナショナル・ミニマム保障は、戦後の高度経済成長によって実現した豊かな社会に見合った給付水準を提供することができず、そのためベヴァリッジの考えとは逆に公的扶助がその後も重要な役割を果たしつづけることになった。その結果イギリスは、ミーンズテストにもとづく選別主義的な給付が大きな役割を果たすやや独特な福祉国家を発展させてきたのである（Lowe 2005）。そのなかで、選別主義的給付にともなうスティグマの払しょくと捕捉率の改善に向けた努力がなされてきたことは過小評価されるべきではない（Deacon and Bradshaw 1983）。

サッチャー政権以降の新自由主義改革のなかで、イギリス福祉国家のナショナル・ミニマム保障は掘り崩されてきたが、今日緊縮政治はそれを解体の瀬戸際にまで追い込んでいると言っても過言ではない。ナショナル・ミニマム保障の原則は、シティズンシップにもとづいて最低生活保障の権利を付与するものであり、かつての救貧行政の劣等処遇原則を否定することによって成立したものである。しかし、本稿で見てきたように、ワークフェア改革のなかで就労義務が強化されつづけてきたことで、ナショナル・ミニマム保障はシティズンシップにもとづいて無条件的に付与される権利ではもはやなくなっている。さらに、それだけでなく、政府文書や政治家の言説のなかで公然と語られるようになった「福祉依存」や貧困層を道徳的に非難する言葉は、給付の削減を正当化するだけでなく、福祉受給にともなうスティグマを強化しようとするものでもある。そうしたなかで福祉国家の社会権保障は実質的な空洞化の危機にさらされていると言えよう（Edmiston 2017）。

2017年の総選挙で、反緊縮を掲げるコービンの労働党が予想外に健闘したことは、緊縮策による福祉国家の解体に反発し対抗するエネルギーが依然としてイギリス社会に存在することを示した。しかし他方で、福祉バッシングを受け入れる土壌がイギリス社会に形成されるなかで、不寛容で排外主義的な世論の動向も強まっている。そうした相異なる流れのなかで、これからイギリスがどのような道を進んでいくのか、大きな歴史的岐路にさしかかっている。

（にのみや・げん 琉球大学人文社会学部准教授）

## 【参考文献】

- Berry, C. (2014) 'Quantity over quality : a political economy of 'active labour market policy' in the UK', *Policy Studies* 35 (6).
- Blair, T. (2004) *New Britain : My Vision of a Young Country*, Westview Press.
- Bonoli, G. (2006) 'Adapting Employment Policies to Post-Industrial Labour Market', Working Paper de l'IDHEAP.
- Brewer, M. (2008) 'Welfare Reform in the UK : 1997-2007', Working Paper//IFAU-Institute for Labour

- Market Policy Evaluation.
- Cameron, D. (2011) 'Speech to Conservative Spring Conference', *New Statesman*. <https://www.newstatesman.com/2011/03/enterprise-government-party>.
- Daguerre, A. and Etherington, D. (2014) 'Welfare Reform in the UK under the Conservative-Led Coalition Government', Working Paper, Middlesex University.
- Daguerre, A. and Etherington, D. (2016) 'Welfare and Active Labour Market Policies in the UK', in Bochel, H. and Powell, M. (eds.) *The Coalition Government and Social Policy*, Policy Press.
- Deacon, A. and Bradshaw, J. (1983) *Reserved for the Poor*, Basil Blackwell and Martin Robertson.
- Department of Trade and Industry (DTI). (1998) *Fairness at Work*, H.M.S.O.
- Department for Work and Pensions (CDWP). (2010) *21<sup>st</sup> Century Welfare*, H.M.S.O.
- Dorey, P., Garnett, M. and Denham, A. (2011) *From Crisis to Coalition*, Palgrave.
- Dorey, P. and Garnett, M. (2015) *The British Coalition Government, 2010-2015*, Palgrave.
- Duncan Smith, I. (2010) 'Our Contract with the Country for 21<sup>st</sup> Century Welfare', <https://conservative-speeches.sayit.mysociety.org/speech/601437>
- Dwyer, P. and Wright, S. (2014) 'Universal Credit, ubiquitous conditionality and its implications for social citizenship', *Journal of Poverty and Justice* 22 (1).
- Edmiston, D. (2017) 'Welfare Austerity and Social Citizenship', *Social Policy and Society* 16 (2).
- Ellison, N. (2016) 'The coalition government, public spending and social policy' in Bochel, H. and Powell, M. (eds.) *The Coalition Government and Social Policy*, Policy Press.
- Finn, D. (1995) 'The Jobseekers Allowance', *Capital and Class* 57.
- Gentleman, A. (2011) 'New disability test 'is a complete mess' says expert', *The Guardian*. <https://www.theguardian.com/politics/2011/feb/22/new-disability-test-is-a-complete-mess>.
- Glennerster, H. (2011) 'The government's reduction in spending on the welfare state is greater than any in 90 years and private insurance will struggle to fill the gap', <https://blogs.lse.ac.uk/politicsandpolicy/government-welfare-state/>.
- Griggs, J., Hammond, A. and Walker, R. (2014) "Activation for All : Welfare Reform in the United Kingdom, 1995-2009", in Lødemel, I. and Moreira, A. (eds.) *Activation or Workfare ?*, Oxford University Press, pp.73-100.
- Grover, C. (2014) 'Atos Healthcare withdraws from the Work Capability Assessment', *Disability and Society* 29 (8).
- Grover, C. (2016) 'From wage supplements to a 'living wage'?', *Critical Social Policy* 36 (4).
- Hinsliff, G. (2006) 'Cameron softens crime image in 'hug a hoodie' call', *The Observer*, <https://www.theguardian.com/politics/2006/jul/09/conservatives.ukcrime>.
- Hutton, J. (2006) 'Speech on Welfare Reform', <http://www.ukpol.co.uk/john-hutton-2006-speech-on-welfare-reform/>.
- 井上恒男 (2014)『英国所得保障政策の潮流』 ミネルヴァ書房。
- 伊藤大一 (2003)「プレア政権による若者雇用政策の展開」『立命館経済学』第52巻3号。
- Jones, O. (2012) *Chavs*, Verso. (= 2017邦訳『チャヴ』 依田卓巳訳, 海と月社)
- Kirkup, J. (2008) 'James Purnell defends welfare reform after accusations of stigmatizing benefits claimants', *The Telegraph*, <https://www.telegraph.co.uk/news/politics/labour/3700176/James-Purnell-defends-welfare-reform-after-accusations-of-stigmatising-benefits-claimants.html>.
- Levitas, R. (2005) *The Inclusive Society ? Second Edition*, Palgrave.
- Lowe, R. (2005) *The Welfare State in Britain Since 1945*, Palgrave.
- 丸谷浩介 (2015)『求職者支援と社会保障』 法律文化社。
- 三浦まり・濱田江里子 (2012)「能力開発国家への道：ワークフェア／アクティベーションによる福祉国家の再編」『上智法学論集』第56巻2・3号, 1-35頁。

- 宮本太郎 (2013) 『社会的包摂の政治学』 ミネルヴァ書房。
- Murray, C. (1990) *The Emerging British Underclass*, Institute of Economic Affairs.
- 二宮元 (2017) 「新自由主義政治の新たな段階と排外主義の台頭」 唯物論研究協会編『現在の〈差別〉のかたち』 唯物論研究年誌第22号, 84-107頁, 大月書店。
- 二宮元 (2019) 「ヨーロッパで台頭するラディカル左翼勢力」『政策科学・国際関係論集』 第19号, 41-68頁。
- Osborne, G. (2012) 'George Osborne's Conference Speech', *New Statesman*. <https://www.newstatesman.com/blogs/politics/2012/10/george-osbornes-speech-conservative-conference-full-text>.
- Peck, J. (2003) "The Rise of the Workfare State", *Kurswechsel*, 3/2003.
- Peck, J. and Tickell, A. (2002) 'Neoliberalizing Spaces', *Antipode* 34 (3).
- 阪野智一 (2002) 「自由主義的福祉国家からの脱却」 宮本太郎編『福祉国家再編の政治』 149-182頁, ミネルヴァ書房。
- Social Justice Policy Group. (2006) *Breakdown Britain*, Social Justice Policy Group.
- Social Security Advisory Committee. (2014) 'The cumulative impact of welfare reform', Social Security Advisory Committee Occasional Paper No.12.
- Stewart, K. (2007) 'Equality and Social Justice', in Seldon, A. (ed.) *Blair's Britain*, Cambridge University Press.
- 鈴木宗徳 (2018) 「イギリスの大衆メディアにおける貧困報道」『大原社会問題研究所雑誌』 719・720合併号。
- 田口典男 (2007) 『イギリス労使関係のパラダイム転換と労働政策』 ミネルヴァ書房。
- Taylor-Gooby, P. (2004) "New Risks and Social Change", in Taylor-Gooby (ed.) *New Risks, New Welfare*, Oxford University Press.
- 埋橋孝文 (2007) 「ワークフェアの国際的席捲」 埋橋孝文編著『ワークフェア』 15-45頁, 法律文化社。
- Watts, B., Fitzpatrick, S., Bramley, G. and Watkins, D. (2014) *Welfare Sanctions and Conditionality in the UK*, Joseph Rowntree Foundation.
- Wiggan, J. (2012) 'Telling stories of 21st century welfare', *Critical Social Policy* 32 (3).
- Williams, S. and Scott, P. (2016) 'Welfare-to-Work Policy under the Coalition', in Williams and Scott (eds.) *Employment Relations under Coalition Government*, Routledge.
- ※ URL 記載の資料についてはすべて2019年7月5日に最終確認。